

令和2年度 JAグループ鳥取 大型特殊免許（農耕車限定）技能講習会 開催要領

令和2年3月
令和2年5月一部改定
令和2年6月一部改定
JAグループ鳥取

1. 目的

近年、担い手への農地の集積、経営規模の拡大により、農業者が使用する農業機械の大型化が進んでいる。また、「道路運送車両の保安基準第55条」に基づく基準緩和が行われ、農作業機を装着しての公道走行が認められたことにより、大型特殊自動車免許（以下、大特免許）が必要となる場面が増加した。

これらに対応し、本県農業の将来を担う担い手農業者に向けた大特免許（農耕車限定）の取得支援を鳥取県等の助成を受けて行うことで、営農活動における生産性の向上を図り、地域をリードするJA自己改革の一環として、より一層の鳥取県農業の発展に寄与することを目的とする。

2. 主催 JAグループ鳥取

(JA鳥取いなば、JA鳥取中央、JA鳥取西部、JA鳥取県中央会、JA鳥取信連、JA全農とっとり、JA共済連鳥取)

3. 共催 鳥取県、鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会

4. 場所 鳥取県立農業大学校 大特等試験コース
(鳥取県倉吉市関金町大鳥居 1238)

5. 日程 別紙「R2 大型特殊免許（農耕車限定）技能講習会・技能試験日程」参照

6. 受講資格・対象者

普通自動車運転免許を所持し、自動車運転免許証の住所欄が鳥取県内の記載者で、かつ以下のいずれかを満たすものとする。

- (1) 大型トラクター等農業機械を所有または導入計画があり、大特免許（農耕車限定）を必要とする農業者
- (2) 農業機械取扱業者およびJA営農指導員等で、大特免許（農耕車限定）を必要とする者と主催者が認めた者

7. 受講申し込み方法

多数の受講希望をいただいているため、当面の間は新規の受講申し込みの受け付けを中止します

- (1) 受講希望者は各期期限までに、別紙受講申込書（様式1）と運転免許証（写）を下記に提出し申し込むものとする。
- (2) 申し込み方法は、Eメール、FAX、郵送、直接持参により受講申込書を提出するものとし、電話での申し込みは受け付けない。

(3) 申込書配布・申し込み受付先

団体名 (団体 No.)	申し込み受付先 (事業所 No.)	お問い合わせ
J A鳥取いなば (01)	鳥取地区農機センター (01)	0857-30-2771
	岩美地区農機センター (02)	0857-72-3600
	気高地区農機センター (03)	0857-82-3981
	八頭東農機センター (04)	0858-76-0024
	八頭西農機センター (05)	0858-85-2977
J A鳥取中央 (02)	中央営農センター (01)	0858-29-6183
	湯梨浜営農センター (02)	0858-48-6513
	北栄営農センター (03)	0858-49-1147
	琴浦営農センター (04)	0858-52-3221
J A鳥取西部 (03)	米子農機自動車センター (01)	0859-27-0740
	境港農機自動車センター (02)	0859-45-4490
	南部農機自動車センター (03)	0859-64-3400
	汗入農機自動車センター (04)	0859-54-2851
	中山農機自動車センター (05)	0858-58-2876
	日野農機自動車センター (06)	0859-75-2329
	日南農機自動車センター (07)	0859-82-1228
ヤンマーアグリジ ヤパン株式会社 中四国支社 (04)	鳥取支店 (01)	0857-22-5112
	鳥取西支店 (02)	0857-31-2020
	米子支店 (03)	0859-27-0911
	日野支店 (04)	0859-63-0680
	中山支店 (05)	0858-58-2433
	倉吉支店 (06)	0858-28-0401
	但馬支店 (07)	0796-92-0242
(株)キセキ中四国 鳥取事業部 (05)	鳥取東部営業所 (01)	0857-84-6510
	倉吉営業所 (02)	0858-28-3880
	東伯営業所 (03)	0858-52-2088
	米子営業所 (04)	0859-27-2848

(4) 申し込み用紙は、上記の各 J A、各農機販売店等の他、J Aグループ鳥取ホームページ URL <https://www.ja-tottori.or.jp/> にて配布する。

(5) 申し込みの流れ

1. 申込書入手	上記(3)「申込書配布・申し込み受付先」および「J Aグループ鳥取ホームページ」から入手する。
2. 申込書提出	上記「申込書配布・申し込み受付先」に提出する。
3. 申込抽選・受講者決定 (※)	受講決定者には当選発表当日、事務局より当選を連絡する。(抽選に漏れた場合には連絡しない)。
4. 受講料振込	期限までに振り込みが必須。
5. 受講確定連絡	振り込み後に受講確定を連絡する。
6. 講習会当日	必要なもの等は別途連絡。

※ 抽選に漏れた場合には、次回以降の講習会に再抽選となります。(希望がある場合)

8. 受講者の決定について

- (1) 受講者の決定は、各期毎に抽選の上主催者が決定する。また、受講日および試験日は主催者が指定するものとし、日程の調整は行わない。
- (2) 受講決定者には別途通知する。また、抽選から外れた者には連絡はしない。
- (3) 抽選は初受講者を優先する。
- (4) 定員に満たない場合には抽選を行わない。
- (5) 受講者決定後、やむを得ない事情により辞退者が出た場合には、再度申込者から抽選を行う。
- (6) やむを得ない事情を除き、受講者の権利譲渡は認めない。

9. 受講料

- (1) 受講者の受講料負担は 20,000 円とする。
(受講料は 30,000 円とする。内訳：受講者負担 20,000 円、主催者助成 10,000 円)
 - ※ 教習料（3時間×2日）、トラクタ利用料、燃料費等を含む。
 - ※ 指定期間の参加を必須とする。
 - ※ 免許センターに支払う試験料、交付手数料は別途必要。
- (2) 受講料は各回振込期限までに指定口座に振り込む。(受講決定者に別途案内)
- (3) 期限までに振込が無かった場合には受講資格を失うものとする。
- (4) 受講料納入後、やむを得ず受講できなくなっても納入受講料は返還しない。

10. その他

- (1) 円滑な免許取得のため、本講習会を受講せず試験のみを受験することは認めない。
 - ※ 自動車等の運転に不安のある方は、事前に J A・受付窓口までご相談ください。
- (2) 受験者は試験日前日（木曜日）、運転免許試験場（中部免許センター）において、受験手続（受験申請・適性試験等）を各自が行うこと。
- (3) 主催者は受講中の事故に対し、一定額の自動車共済加入措置を講ずるものとし、それ以上の責を負わない。
- (4) やむを得ず受講できない場合には、受講決定の前後に関わらず、速やかに事務局へ連絡をすること。
- (5) 昼食が必要な場合には各自で準備すること。

11. お問い合わせ

【J Aグループ鳥取 大型特殊免許取得支援事務局】

電話：0858-22-8228

FAX：0858-22-8229

メール：ja31daitoku@ja-tottori.or.jp

〒682-0034 鳥取県倉吉市大原 632-4 J A研修所（農村総合研修所）内

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時00分

以 上